

# 幕別町コミュニティバス運行事業者選定実施要領

## 1 趣旨

この要領は、幕別・札内両市街地を循環し、高齢者等交通弱者の交通機関の確保を図ることを目的として、民間事業者と運行業務協定を締結し、路線バス運行事業に対して補助金を交付するに当たり、運行事業者を選定する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

## 2 選定方式

選定方式は、本業務に対する提案を求め、技術面、安全面及び価格面等を総合的に比較検討し、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

## 3 業務概要

買物、通勤、通学、通院及び公共施設等への交通手段として、町内の公共的な主要施設を回るバスを運行する業務であり、路線バスの設置及び車両管理、路線ダイヤの管理、運賃収入及び運行に係る経理、国庫補助金の申請等に係る業務、その他バス運行に必要な作業等の一切を実施する。

実施に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両原価償却費等国庫補助金）を活用するものとする。

### (1) 運行場所

幕別市街地及び札内市街地

### (2) 運行内容

現段階で予定している運行内容は、別紙「幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書」のとおりとする。

### (3) 運行期間

平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

※ 本業務期間における運行事業者の業務について、特段の事情がない場合は、期間満了年度以降も運行業務協定を締結するものとする。

### (4) 運行に係る経費負担

運行に係る経費の負担は、公共工事設計労務単価等により積算した当該路線の運行に関する幕別町の予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）－当該路線に係る収入額\*

ただし、燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

※ 地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けて運行するものとし、運行に当たっては「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を、車両購入に当たっては「車両原価償却費等国庫補助金」を活用するものとする。

## 4 選定委員会

事業者の選定は、幕別町コミュニティバス等運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の評価に基づいて行う。

選定委員会の委員は次のとおりとする。

氏名	所属・役職
高橋 平明	幕別町地域公共交通確保対策協議会 会長
吉村 学	幕別町地域公共交通確保対策協議会 副会長
清水 雅	幕別町地域公共交通確保対策協議会 副会長
大石 洋子	幕別町地域公共交通確保対策協議会 分科会長
土谷 進	幕別町地域公共交通確保対策協議会 副分科会長

## 5 事業者選定のスケジュール（予定）

項目	日程
プロポーザル実施公告	平成25年3月22日（金）
実施要領等の交付期間	平成25年3月22日（金）～4月5日（金）
質疑書の提出期限	平成25年3月28日（木）
質疑書に対する回答書の公表	平成25年4月2日（火）
参加表明書の提出期限	平成25年4月5日（金）
提案書の提出期限	平成25年4月12日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	平成25年4月25日（木）
審査結果の公表・通知	平成25年5月中旬
運行業務協定の締結	平成25年5月下旬

## 6 提案者の資格要件

次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させることができる者に該当しないものであること。
- (2) 幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、参加表明書等の提出期間の最終日までの間において、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者で、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (5) 営業所の所在地として、北海道運輸局公示第44号に規定する営業所及び自動車車庫を幕別町又は帯広市のいずれかに有する、又は本業務の実施に当たり有する見込みの者であること。
- (6) 事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。
- (7) 「幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書」に基づく業務を行うことができること。

## 7 参加表明書等の交付場所及び交付方法等

参加表明書等のポロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付する。

- (1) 交付場所 幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局  
住所：〒089-0692 中川郡幕別町本町 130 番地 幕別町役場企画室内  
電 話：0155-54-6610  
F A X：0155-54-3727  
E - m a i l：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp
- (2) 交付方法 事務局において直接入手するほか、幕別町のホームページからダウンロードして入手することができます。
- (3) 交付期間 平成 25 年 3 月 22 日（金）から平成 25 年 4 月 5 日（金）まで  
※事務局での交付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 8 質疑及び回答

- (1) 質疑書の提出
  - ① 質疑の提出書類  
別紙様式 1 質疑書とする。
  - ② 提出期限  
平成 25 年 3 月 28 日（木）午後 5 時まで（期限厳守）  
幕別町の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。
  - ③ 提出場所  
参加表明書等の交付場所に同じ。
  - ④ 提出方法  
電子メールで提出すること。  
送付先メールアドレス [kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp](mailto:kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp)
- (2) 質疑の回答  
質疑に対する回答は、平成 25 年 4 月 2 日（火）午後 5 時に、質疑書を提出した者全員に、質疑書（別紙様式 1）に記載されたメールアドレスに電子メールにて回答し、幕別町ホームページに掲載する。なお、質疑に対する回答は、本要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明書の提出

- (1) 提案書類  
「参加表明書（別紙様式 2）の様式による。
- (2) 提出期限  
平成 25 年 4 月 5 日（金）午後 5 時分まで（期限厳守）  
幕別町の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。
- (3) 提出場所  
参加表明書等の交付場所に同じ。
- (4) 提出方法  
郵送又は持参で提出すること。電子メールでの提出はできません。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。期限を過ぎての受理はいたしません。
- (5) 公募の単位  
公募は、幕別線及び札内線の 2 路線を 1 単位とする。

## 10 提案書の提出

- (1) 提出期限  
平成 25 年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで（期限厳守）  
幕別町の閉庁日を除く各日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。
- (2) 提出場所  
参加表明書等の交付場所に同じ。
- (3) 提出方法  
郵送又は持参で提出すること。電子メールでの提出はできません。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。期限を過ぎての受理はいたしません。  
提案書の提出については、別紙「幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案書作成要領」をご参照ください。

## 11 運行事業者の選定

- (1) 選定委員会  
運行事業者の選定は、選定委員会が行う。  
選定委員会において、評価基準に基づき採点を行い、最も高い得点の提案者と、運行業務協定の締結に向けて交渉を行う。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング
  - ① 日 時 平成 25 年 4 月 25 日（木）午後 1 時 00 分から
  - ② 場 所 幕別町役場 5 階会議室
  - ③ 説明人数 1 社 3 人以内
  - ④ 説明時間 1 社 20 分以内
  - ⑤ 質疑時間 1 社 10 分以内
  - ⑥ その他 ヒアリングに必要な機器類（プロジェクタースクリーンを除く）は全て提案者が用意すること。
- (3) 一次審査（書類審査）
  - ① 評価基準は次のとおりとする。

評価項目	配点
一般乗合旅客運送事業の実績（様式 2）	25 点
自治体等の運行委託（補助）の実績（様式 3）	15 点
施設概要（様式 4）	10 点
運行経費見積額（様式 5）	10 点
合 計	60 点

- (4) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 評価基準は次のとおりとする。

評価項目	配点
準備業務（様式 6）	15 点
管理体制（様式 7）	15 点
運行内容の企画提案（様式 8）	10 点
合 計	40 点

- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの際の留意事項  
プレゼンテーションは、提出された様式 6、様式 7 及び様式 8 のみを用いた

内容説明（拡大パネル又はパワーポイントを使用した拡大映像は可）とし、追加資料の提出や使用は一切認めません。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、選定委員会が幕別町地域公共交通確保対策協議会（以下「協議会という。」）に報告し、協議会での決定後、速やかに通知し公表する。

## 12 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書作成要領に違反する表現をした者
- (3) 選定委員会におけるヒアリングに遅れた者  
ただし、災害等提案者の責めに帰さない理由による場合はこの限りではない。
- (4) 参加表明書を提出した日から選定委員会において選定が終了するまでの間に選定委員又は事務局に不適切な接触を行った者

## 13 運行業務協定

(1) 運行業務協定の締結方法

- ① 選定委員会は、第1位提案者となった事業者を協議会に報告し、協議会は、第1位提案者に対し、幕別町との運行業務協定の第1位交渉権を付与する。
- ② 幕別町は、協議会で決定した事業者と、運行業務協定の締結交渉を行い、合意に至った場合は運行業務協定を締結する。
- ③ 第1位交渉権を付与した者との運行業務協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は第1位交渉権を付与した者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。
- ④ 幕別町は、運行業務協定締結後においても受託者が本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、運行業務協定の解除ができるものとする。

(2) 運行業務協定の締結内容

運行業務協定の締結内容は、仕様書及び提案書に基づき幕別町と協議の上、決定する。

(3) 委託の禁止

運行事業者は、運行の一部又は全部を第三者に委託することはできない。

## 14 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。